



えびな南高齢者施設・コミュニティケアおおや 高齢者虐待防止指針（1）

高齢者虐待は、「高齢者虐待防止法」により禁止されています

高齢者虐待とは？

高齢者に対して、下記のような暴力、暴言、権利を無視する、尊厳を冒す行為をいう

1. 心理的虐待 2. 身体的虐待 3. 介護・世話の放棄・放任 4. 性的虐待 5. 経済的虐待

養護者(介護者)によるもの

介護により心身ともに疲労し、追い詰められていることが少なくありません。

介護負担を軽減する為に、要因となるものを取り除き、支援をしていきます。

養介護施設従事者（私たち職員）によるもの

職員に自覚がないことがあります。周囲で不適切な対応、ケアを見かけたら、すぐに上司へ報告をします（指導監督職は所長へ報告）。

成年後見制度の利用支援 等

利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、行政機関、身元引受人等と連携し利用を支援します。

虐待に関する苦情解決方法について

えびな南高齢者施設における『QMS 苦情対応規程』に基づき対応します

報告の義務

事実確認を詳細に行い、中心会理事長・行政関係 等へ報告をします。



えびな南高齢者施設・コミュニティーケアおおや 高齢者虐待防止指針（2）

虐待防止のための取り組み

委員会の開催 ～身体拘束を含む不適切ケアについて現状確認

毎月、現状を振り返り、“不適切なケア”の有無を確認します。

『虐待防止及び身体拘束等適正化委員会』を開催し、意見交換を行います。

＊発生時も同様、原因を追究し、再発防止策を議論し、職員に周知します。

（虐待に関する事項、委員会開催の責任者（担当）は、管理職者とする）

研修の開催

『尊厳を守る適切なケア～虐待防止』（2回／年）

全職員を対象とします



「自己点検シート」を活用して自身および職場を

集計結果に基づいて、部署内で意見を交換していきます。

課題については、対応策を話し合います。

参考書：『施設職員のための高齢者虐待防止の手引き』

（神奈川県ホームページ）

指針の閲覧について

この指針は、利用者及び家族が閲覧できるように施設内で掲示するとともに、ホームページ上にも公表します。